

規 則

埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第七十三号

埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

埼玉県訓練手当支給規則（昭和四十一年埼玉県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「第十五条の六第一項各号」を「第十五条の七第一項各号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。